

第 9 9 号議案

ふじみ野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

ふじみ野市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金の額に年 1 4 . 5 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 2 5 パーセント）の割合を乗じて得た額とする。

附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第 6 条第 2 項に規定する延滞金の年 1 4 . 5 パーセントの割合及び年 7 . 2 5 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 2 5 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7 . 2 5 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 2 5 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 2 5 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 2 5 パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市道路占用料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。